

京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針（案）について

1 京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針（案）の概要

(1) 全体構成

以下のとおり。

はじめに

部活動の意義や現状の課題、国及び本市での検討経過を記載。

1 推進方針策定の理念・趣旨

理念・趣旨として、本推進方針の実現を通して目指す社会像等について記載。

2 これまでの学校部活動をめぐる動き

本市の部活動の現状や外部コーチ派遣・合同部活動実施等のこれまでの取組経過、国における動きと本市が実施した実践研究事業の成果と課題、生徒や教員、地域スポーツ団体へのアンケート調査や生徒との意見交換を通して見出された内容等を記載。

3 豊かな環境づくりに向けた本市が目指す将来像と具体的枠組

子どもたちはもとより、教員、スポーツや文化芸術活動の関係者、指導を希望する人、保護者、地域それぞれの視点からの望ましい将来像（目指す姿）を検討した上で、2で示した実践研究やアンケート調査等も踏まえ、本市が目指す将来像や具体的枠組について記載。

4 本市が目指す将来像及び具体的枠組の実現に向けた基本的な考え方や諸課題

3で示した具体的枠組（「京都版地域クラブ（仮称）」や「放課後活動」）の実現に向け、検討すべき課題等の事項等を記載。

5 今後の進め方

今後の本市のスケジュールや取組内容を記載。

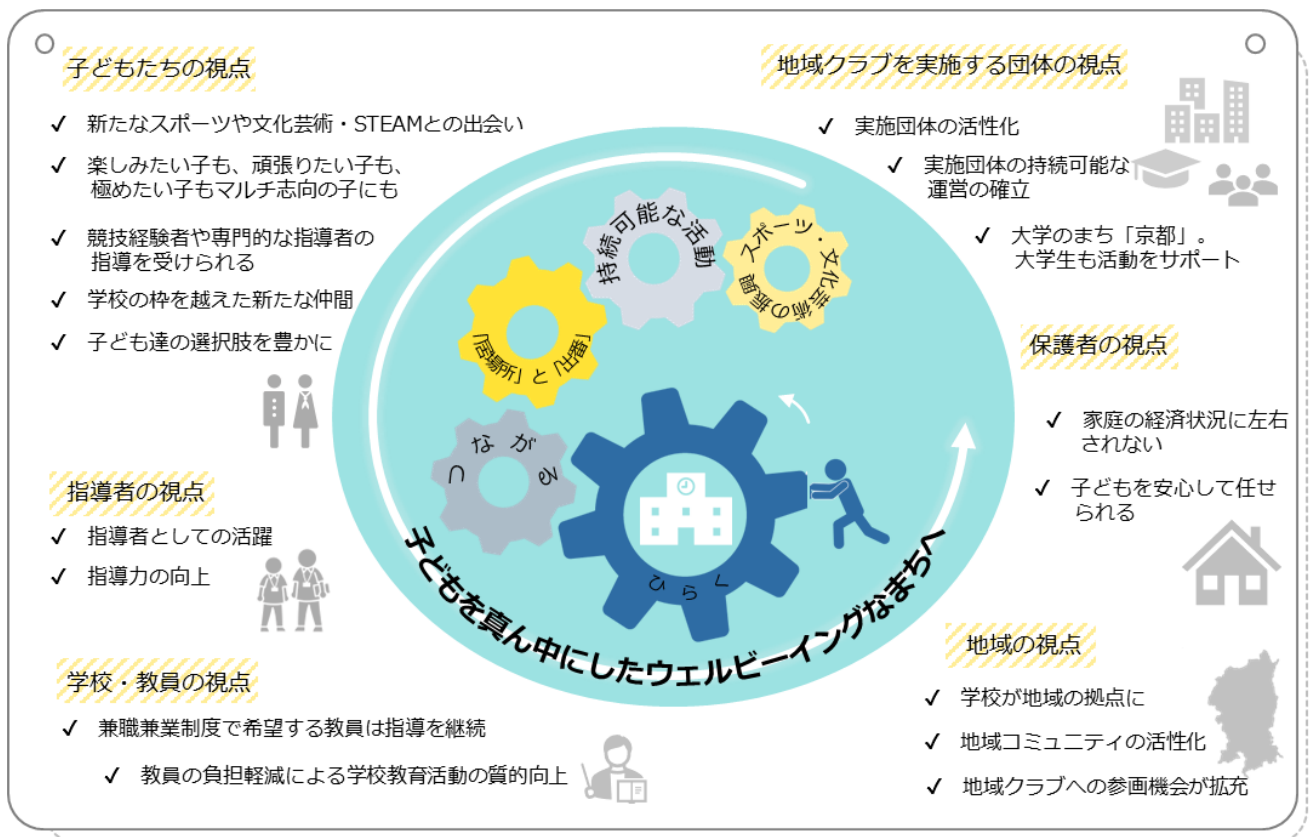
(2) 推進方針策定の理念・趣旨等

- ・ まち中に豊かなスポーツや文化芸術があふれ、子どもたちはもとより、市民の皆様が将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる環境づくりを通して、全ての人に「居場所」と「出番」がある、子どもを真ん中にしたウェルビーイングなまちを実現する。
- ・ 地域全体で子どもたちの多彩な体験を支え、育むため、本市内のまち中に子どもたちが夢中に取り組めるスポーツ・文化芸術があふれる環境づくりに向けて取り組み、更なる子育て環境の充実及び地域コミュニティの活性化を通じて京都ならではのまちづくりにつなげる。
- ・ 本推進方針は、主に本市が設置する中学校（義務教育学校後期課程を含む。）に在籍する生徒を対象とする。

(3) 本市が目指す将来像

- 子どもたちが、学校の垣根を越えてつながり、平日・休日問わず、様々なスポーツ・文化芸術活動等の中から、複数の活動を経験できるような環境整備に向け、地域全体で支える仕組みづくりを目指し、子どもたちの多様な志向等に応じながら、家庭の経済状況等に関わらず参加できる環境を検討する。
- 子どもたちにとって活動内容の選択肢が広がり、また、各競技・活動団体にとっても、参加人口の維持・拡大や各競技・活動の振興が図られるものとなることを目指す。
- 多様な活動の場として学校が開かれ、地域の多世代の人々のスポーツ・文化芸術活動の拠点となることで、地域コミュニティの活性化や市民の活躍の場の拡大に繋げる。
- 指導を希望する教員の積極的な参画と、教員としての業務に専念できる環境を両立し、学校教育活動の一層の質の向上に繋げる。

<「本市が目指す将来像」の概念図>



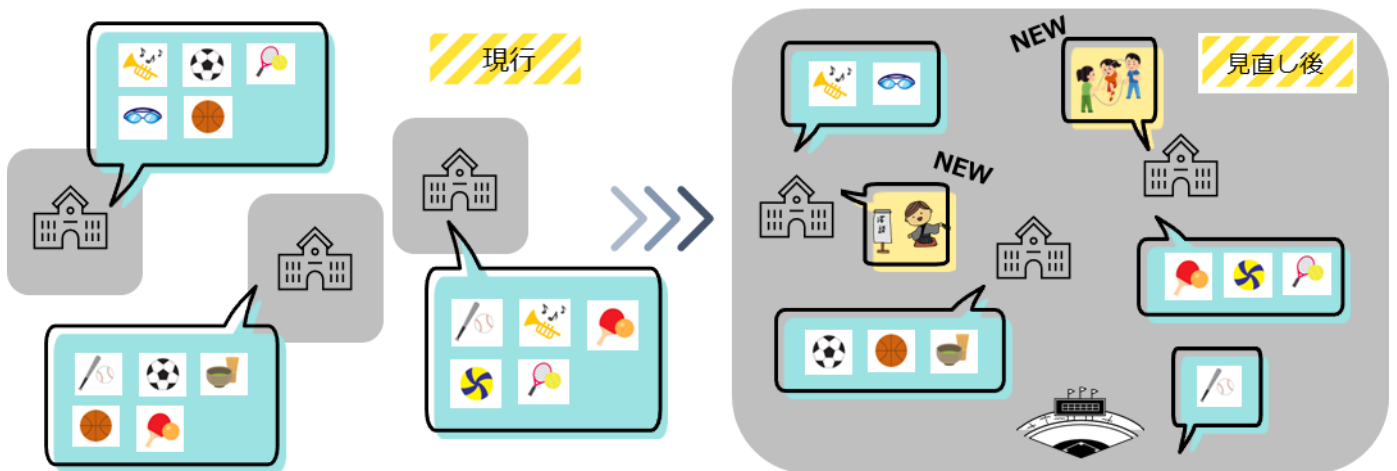
(4) 具体的枠組

上記(3)を踏まえ、本市が目指す将来像を実現するための具体的な枠組として、市立中学校の従来の部活動は廃止し、部活動の教育的意義を継承する「京都版地域クラブ(仮称)」(学校管理外)を創設した上で、各校で、生徒が主体的に活動する「放課後活動」(学校管理内)も実施する。

ア 京都版地域クラブ(仮称)(学校管理外)

- ・ 部活動が担ってきた教育的意義を引き継ぎ、生徒にとってより選択肢が広がるような、在籍する学校の枠を越えて参加できる「地域クラブ活動」を創設する(既存の民間のクラブチーム等と区別するため、本市独自の呼称を検討。本方針では、「京都版地域クラブ(仮称)」とする。)
- ・ 多様な活動の中から等しく選択できる環境を整備するため、生徒の移動距離等を考慮した身近な地域(例:行政区や複数の中学校のまとまり)ごとに、バランスよく活動場所や活動内容を設定する。
- ・ 活動場所として、学校施設を積極的に活用することを想定する。
- ・ 既存の民間のクラブチーム等に広く参画を呼び掛けるとともに、必要となる新たな実施主体を整備するなど、今後詳細を検討する。
- ・ 参加に必要な費用は、原則本人負担となるが、家庭の経済格差が生徒の体験格差に繋がることのないよう、費用支援の在り方を検討する。

(イメージ図)



- ・ 学校ごとに様々な部活動(種目)を実施。

- ・ 生徒の移動距離等を考慮し、身近な地域にバランスよく様々なクラブ(種目)の活動場所を設置。
- ・ これまでになかった新しい活動も想定。
- ・ 設置場所は学校を基本とするが、学校以外の施設利用も想定。

イ 放課後活動（学校管理内）

- ・ 「京都版地域クラブ（仮称）」を創設した上で、本市独自の取組として、生徒の平日放課後の校内での居場所や、活動場所の確保を目的に、生徒が主体的に活動できる機会として、各学校体制等の状況に応じ、在籍生徒を対象に行う取組。
- ・ 教員は、従来の学校部活動の顧問のような指導者としてではなく、生徒の主体的な活動に対し、安全面等での必要な指導や生徒からの相談への対応等、教育的な面で、必要に応じて支援的に関わることを想定。
- ・ 活動する目的、内容及び期間等は、生徒の希望や学校の実態等を踏まえる。また、現在、学校教育活動（教科や学校行事等）と密接に関連した活動を行っている学校部活動（例：美術、理科、家庭科、放送など）に興味関心のある生徒の継続した活動の場としても想定。

（５）実施時期

- ・ 令和 7 年 5 月に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」が示した最終とりまとめでは、令和 8 年度から令和 13 年度を「改革実行期間」と位置付け、休日部活動は、令和 13 年度までに原則、地域展開の実現を目指すことや、平日部活動は、各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進することが示された。
- ・ また、令和 9 年度に全国中学校体育大会が京都を含む近畿ブロックで行われることが既に決定され、令和 10 年度中には、本市立中学校での全員制給食が実施される予定で、全員制給食の実施に伴う時間割の大幅な見直しと放課後時間への影響が見込まれる。
- ・ こうした現状を踏まえ、令和 9 年度までは現行の学校部活動を基本的には維持しつつ、実践研究を進めた上で、令和 10 年度から、競技や活動内容ごとに、「京都版地域クラブ（仮称）」や「放課後活動」を順次実現することを目指す。なお、可能なところから順次先行実施し、移行期間は令和 13 年度までを目安とする。

（６）今後の諸課題

ア 京都版地域クラブ（仮称）についての検討事項

- ・ 実施主体の確保や参画方法、設置に係る相談等に対応するための組織的な機能の在り方。
- ・ 指導者の確保や指導技術の担保、体罰やハラスメントの根絶など適切な指導を行うための研修等の在り方。
- ・ 生徒の多様な志向やインクルーシブの視点も踏まえた活動内容の在り方。
- ・ 現行の本市部活動ガイドラインの主旨も踏まえた「京都版地域クラブ（仮称）」のためのガイドラインの在り方。
- ・ 家庭の経済状況に関わらず、希望する生徒が参加できるための公費負担の在り方。
- ・ 民間企業や大学等との連携の在り方。
- ・ 学校単位を中心とした現行の大会等の形から、今後、「京都版地域クラブ（仮称）」として参加することに伴う大会等の在り方。

イ 放課後活動についての検討事項

- ・ 円滑な実施に向けた共通理解と活動内容・日数等の在り方。
- ・ 外部人材活用等の在り方。